

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
ダイオキシン類対策特別措置法 第22条第1項	特定施設の構造等の改善命令又は 施設使用の停止命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

排出者がその設置している大気基準適用施設の排出口又は水質基準適用事業場の排出口において排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を継続して排出するおそれがあると認めるとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。